

平成15年度予算要求・要望の主な事項等

所管省庁名 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(単位：百万円)

特殊法人等名	平成13年度 当初予算額 (増減%)	平成14年度 当初予算額 (増減%)	平成15年度 要求・要望 (増減%)	平成15年度要求・要望の主な事項 (増額しているものを中心に主な事項を記載)	
				内訳	
環境事業団	16,188 (+31.2%)	13,601 (-16.0%)	27,277 (+100.6%)	15,436 (+1,002.6%)	環境事業団法第18条第1項第6号のPCB廃棄物処理事業に係る施設整備費補助金(別添1)
				1,551 (-60.7%)	同法第18条第1項第2号～第4号の緑地整備関係建設譲渡事業に係る施設整備費補助金(別添2)
				1,207 (+49.8%)	同法第18条第1項第11号及び12号の地球環境基金業務に係る補助金(別添3)
				7,084 (+29.3%)	同法第32条の事務費交付金(別添4)
		(参考) 財政投融资	3,300 (-78.3%)		同法第18条第1項第1号～第5号の建設譲渡事業に係る財政投融资

(参考)

環境省所管の特殊法人(環境事業団及び公害健康被害補償予防協会)については、昨年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、公害健康被害補償予防協会を独立行政法人化するとともに、環境事業団については、地球環境基金に係る業務などの一部の業務をこの独立行政法人に移管した上で、PCB廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしている。

関連する法案は平成15年の通常国会に提出を予定しているところ。

別添 1 PCB廃棄物処理事業について

概要

環境事業団が国の計画に従って、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の広域的な処理施設を設置し、処理事業を行うもの。

また、中小企業者の保管する高圧トランス及び高圧コンデンサー処理費用の一部を「PCB廃棄物処理基金」から充当し、中小企業者の処理費用の負担軽減を図るもの。

15年度要求額について

PCB廃棄物については、平成28年7月15日迄に処理することがPCB廃棄物処理特別措置法等で義務づけられており、環境事業団法において、環境事業団が、これらのPCB廃棄物の処理や処理施設の設置等を行うこととされている。

増額の主な要因は、環境事業団の行うPCB廃棄物処理事業において、15年度から処理施設を本格的に施工することに伴い、施設補助金を増額要求するものである。

(注) なお、当該施設補助金を除くと、環境事業団の全体の前年度当初予算12,201百万円に対する平成15年度概算要求・要望額は11,841百万円であり、3.0%の減となっている。

<事業対象箇所等>

(単位:百万円)

	14年度当初予算額	15年度要求・要望額	増減額
	1,400	15,436	14,036 (1102.6%)
対 象 箇 所	(実施箇所) 北九州 期 (施設建設) -	(実施箇所) 北海道、東京、東海、大阪 (施設建設) 北九州 期、東海	

<参考条文>

*ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抄）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（期間内の処分）

第十条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

*ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（抄）

（処分の期間）

第二条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。

*環境事業団法（抄）

（業務の範囲）

第18条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

六 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（第8号において「廃棄物」という。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。）の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

概要

建設譲渡事業は、事業者や地方公共団体等の相手方の要請を受けて、事業団が事業主体となり、調査、設計、用地取得、工事、地元調整等の一連の業務を行い、施設完成後に相手方に譲渡するもの。

事業資金は、財投資金等によって賄われ、国庫補助金等を除いた費用について相手方から長期・低利で返済される。

事業の種類としては、集団設置建物、共同福利施設、大気汚染対策緑地、地球温暖化対策緑地、産業廃棄物処理施設・一体緑地がある。

15年度要求額について

新規事業を採択せず、継続事業のみの実施となっていることから、事業量が縮小しており、それに伴い要求額も減少しているところ。

<参考条文>

*環境事業団法(抄)

第18条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業種別に伴う公害(以下「産業公害」という。)が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物(これに附属する建物を含む。)を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む。)を設置し、及びこれらを譲渡すること。
- 二 前号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。)を設置し、及び譲渡すること。
- 三 大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第1号に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)となるべきものを設置し、及び譲渡すること。
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(次号において「一般廃棄物処理施設」という。)である同法第2条第2項に規定する一般廃棄物(同号において「一般廃棄物」という。)の最終処分場若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同号において「産業廃棄物処理施設」という。)である同法第2条第4項に規定する産業廃棄物(同号において「産業廃棄物」という。)の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第2項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。
- 五 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場(当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。)若しくは最終処分場以外の施設(当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。)で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地(前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。)を設置し、及びこれらを譲渡すること。

別添 3 地球環境基金業務について

概要

国からの出資金、民間からの寄付金によって「地球環境基金」を造成し、その運用益等を財源として、環境保全活動を展開する国内外の民間団体等に対する活動資金の助成と、民間団体の活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修を実施している。

15年度要求額について

環境保全活動を行う国内外の民間団体等に対する活動資金の助成については、これまで平成5～13年度に累計採択件数1,740件の支援を実施しているところ。

さらに、今年度は日常生活における温室効果ガス削減試行事業（「気候ポイント制」試行事業）を追加している。

このため、15年度概算要求においても、引き続きこれら地球環境基金事業を支援するための経費を計上しているところ。

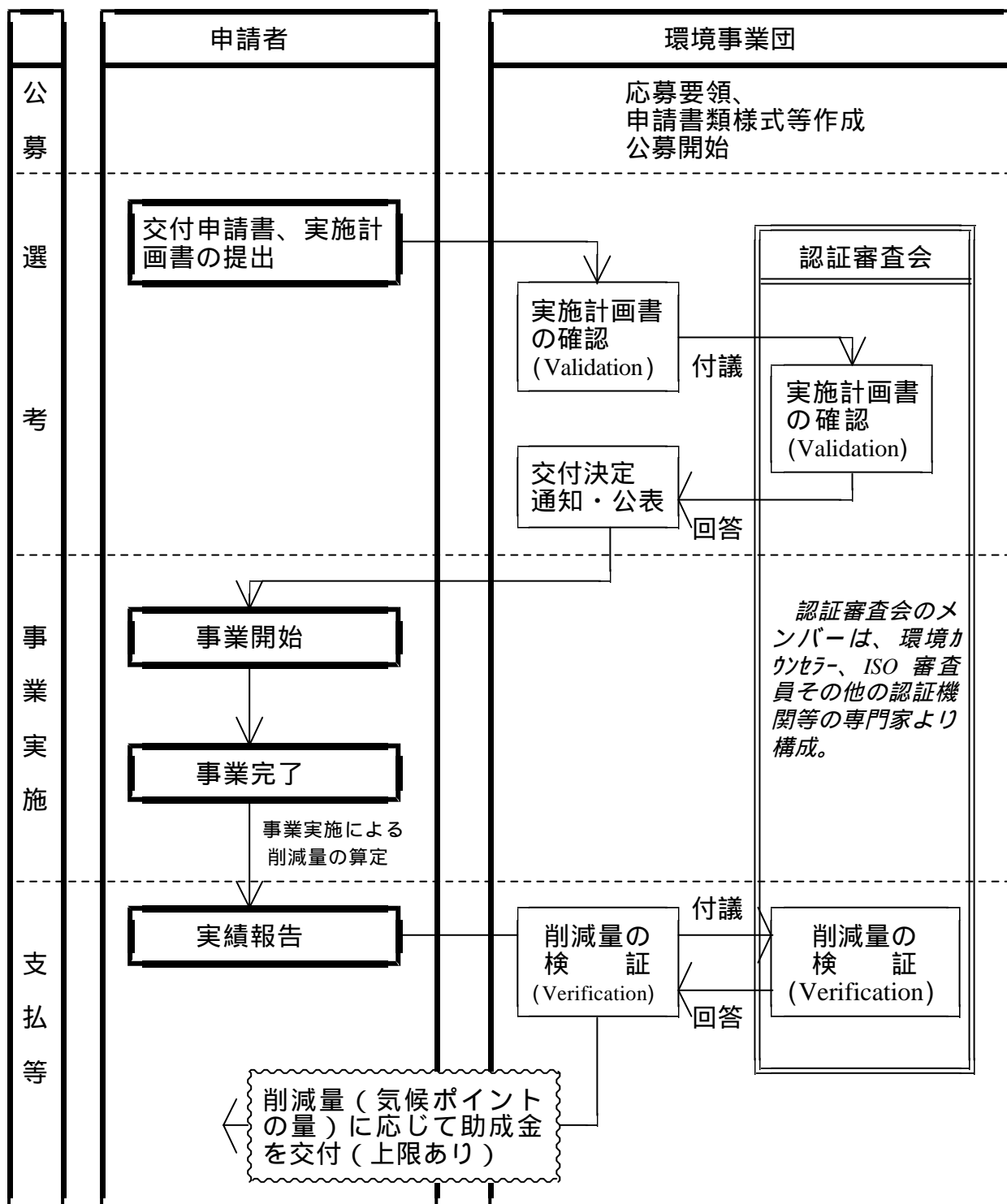
<参考条文>

*環境事業団法（抄）

第18条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 十一 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。
 - イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの
 - ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの
 - ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの
- 十二 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

気候ポイント制の流れ図



申請者の対象要件

以下の要件を全て満たす民間団体であること。

- (1) 地球環境基金助成金交付要望募集要項 2. に規定する助成の対象となる団体（公益法人、NPO法人又は一定の要件を満たす任意団体）であること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条に規定する地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成団体であること。
- (3) 助成対象となる活動内容について、地域協議会の協議が調っていると同時に、活動の実施に当たっては、当該地域協議会の各構成員と連携して行うものであること。

別添 4 事務費交付金について

概要及び 15年度要求額について

環境省所管の特殊法人(環境事業団及び公害健康被害補償予防協会)については、昨年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、公害健康被害補償予防協会を独立行政法人化するとともに、環境事業団については、地球環境基金に係る業務などの一部の業務をこの独立行政法人に移管した上で、PCB廃棄物の処理業務を中心とする特殊会社とすることとしている。

関連する法案は平成15年の通常国会に提出を予定しており、このため、15年度概算要求においては、改組のために必要な経費として精算監査等の経費を計上しているところ。

うち貸倒引当費について

環境事業団の抱える不良債権については、「特殊法人等整理合理化計画」において「特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る」とされているところであり、財務当局とも協議のうえ所要の貸倒引当費の手当を行い、法的手段の実行等により不良債権の迅速かつ適切な処理を進めることとしている。

このため、15年度概算要求においては、特殊会社への移行に向けた不良債権処理のために40億円の貸倒引当費を計上している。

<特殊法人等整理合理化計画(抜粋)>

環境事業団【債権回収業務】

債権回収について、平成14年度から民間委託等を通じ効率的に実施し、特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る。

<参考条文>

*環境事業団法(抄)

第32条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。